

令和7年度 市内IT産業海外展開活動支援業務
企画提案説明書（募集要領）

1 業務名

令和7年度 市内IT産業海外展開活動支援業務

2 業務内容

令和7年度 市内IT産業海外展開活動支援業務 企画提案説明書（仕様書）のとおり。

3 参加意向申出書（様式1）の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記とおり参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加意向申出書（様式1）
- (2) 提出方法 電子データにて提出すること。
- (3) 提出先 下記「13 参加意向申出書及び企画提案書の提出先、問い合わせ先」のとおり。
- (4) 提出期限 下記「5 スケジュール」(3) のとおり。
- (5) その他 提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

4 企画提案書の提出

(1) 提案内容

令和7年度 市内IT産業海外展開活動支援業務 業務仕様書に記された業務を遂行するためには必要な以下の事項について提案を行うこと。

ア 業務実施にあたっての基本的な考え方

本業務の目的・趣旨を踏まえたうえで、提案者としての方針や姿勢、支援に対する理解を記述すること。

イ ビジネスマッチングプログラムの企画内容

札幌市内IT企業のニーズやインドネシア市場の特性を踏まえた、効果的な現地企業とのマッチングの方策とスケジュール具体的に記述すること。

現地支援機関（JETRO、商工会議所、インキュベーター等）との連携の予定がある場合はその内容も含めること。

ウ 現地運営体制

参加企業の移動・通訳・アテンドに関する具体的な運営体制を記述すること。

エ アンケート実施・集計の方法

アンケート内容案及び配布、回収、集計、分析の方法を記述すること。

オ 業務報告書の構成

事業成果を適切に反映し報告するための報告書構成を提案すること。

才 独自提案（任意）

仕様書に定めのない、創意工夫による独自の取組や工夫等があれば記述すること。

(2) 提出書類

- ・正本を電子データにて提出すること。
- ・正本は下記ア～才の構成とする。

ア 企画提案申込書（様式2）

イ 企画提案者概要（様式3）

ウ 企画提案書（自由様式）

※業務実施体制、スケジュールが確認できる内容とすること。分量は添付資料等も含めて、最大でA4版15ページ程度までとする。添付資料を追加する場合は、極力A4版とすること。

エ 積算書（自由様式）

※積算根拠については「〇〇一式」ではなく、積算した作業ごとに役割、単価及び工数がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画提案書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

才 札幌市競争入札参加資格認定通知書（物品・役務）の写し

※札幌市の競争入札資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者は、下記(ア)～(イ)の書類を提出すること。

(ア) 申出書（様式5）

(イ) 登記事項証明書

※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可）

※参加申込書の提出日から3ヶ月前の日以降に発行されたもの

(ウ) 納税証明書（市区町村税）

※本店（契約権限を委任する場合は委任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可）

※参加申込書の提出日から3ヶ月前の日以降に発行されたもの

(エ) 納税証明書（消費税・地方消費税）

※未納がない旨の証明書（写し可）

※参加申込書の提出日から3ヶ月前の日以降に発行されたもの

(3) 提出方法 電子データにて提出すること。

(4) 提出先 下記「13 参加意向申出書及び企画提案書の提出先、問い合わせ先」のとおり。

(5) 提出期限 下記「5 スケジュール」(4)のとおり。

5 スケジュール

- (1) 公示：令和 7 年 7 月 18 日（金）
- (2) 質問受付期間：令和 7 年 7 月 18 日（金）～令和 7 年 7 月 22 日（火）12 時 00 分まで
- (3) 参加意向申出書の提出期限：令和 7 年 7 月 23 日（水）17 時 00 分まで
- (4) 企画提案申込書・企画提案者概要・企画提案書・積算書の提出期限：
令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時 00 分まで
- (5) 参加資格審査結果通知：令和 7 年 7 月 28 日（月）（予定）
- (6) プレゼンテーション審査：
 - ア 日時(予定)
令和 7 年 7 月下旬または 8 月上旬 ※日付、時間は別途連絡する。
 - イ 実施場所
オンラインまたはオンライン開催とする。（予定）
場所：一般財団法人さっぽろ産業振興財団本部（札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1-1）
 - ウ 実施方法
 - (ア) 持ち時間は 20 分間(提案説明 10 分間、質疑 10 分間)程度とし、指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。
 - (イ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。
 - (ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。追加資料の配布は認めない。
- (7) 審査結果・選定事業者の決定：令和 7 年 8 月中旬（予定）
- (8) 契約締結：令和 7 年 8 月下旬（予定）

6 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されており、かつ次に掲げるア～ケの全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げるア～ケの全ての要件を満たすほか、コ～セのいずれにも該当しない場合は、上記「4(2)オ(ア)～(エ)」に定める書類の提出により参加の申し込みを行うことができる。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全なものでないこと。

イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条

例第 6 号) 第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

- エ 共同請負を認めるときは、当該共同請負人がそれぞれ単独で又は他の者と共同して参加していないこと。
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- カ 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
- キ 法人税、消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。
- ク 本事業の実施に関し法令に違反していないこと、且つ重大または悪質な法令違反をしていること。
- ケ その他必要と認める事項。
- コ 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者。
- (ア) 契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (エ) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- サ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（ただし、その事実があった後、既に 3 年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く）。
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又

は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- シ 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造販売、請負等の実績高がない者。ただし、創業後間もなく決算が未了である者にあっては、創業後における請負等の実績が本業務の目的に資すると認められ、かつ当該実績を証明できる場合には、この限りでない。
- ス 不渡手形又は不渡り小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者。
- セ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者。

(2) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）1月16日（金）まで

(3) 報告義務

全事業の完了報告を、各種資料を添えて提出すること。

提出期限：令和8年（2026年）1月16日（金）

(4) 業務管理者の設置

本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者（以下「業務管理者」という。）を1名配置すること。なお、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）との業務打ち合わせには、原則として業務管理者が出席すること。

7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式4）に質問の要旨を記入し、財団宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名及びメールアドレスは以下とすること。

※電子メールの件名：【質問書】令和7年度 市内IT産業海外展開活動支援業務

※電子メールアドレス：it-pro@sec.or.jp

(2) 質問受付期間

上記「5 スケジュール」(2)のとおり。

(3) 質問に対する回答方法

質問者に隨時回答する。その他、企画提案を募るうえで広く周知をはかるべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する場合がある。

8 参加資格審査結果の通知

上記「5 スケジュール」(5)に従い、個別に通知する。

9 予算上限額

1,329,900円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

10 企画提案の選定方法

(1) 審査

上記「4 企画提案書の提出」で求めた書類及びプレゼンテーションにより審査を行うこととし、財団職員及び外部有識者からなる令和7年度 市内IT産業海外展開活動支援業務 公募型企画競争入札実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、下記「11 評価の視点」により総合的に審査する。

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点未満の場合は、契約候補者としない。また、提案者が1者であっても最低基準点以上の場合は、契約候補者として選定する。なお、全企画提案者が最低基準点未満であった場合は、契約候補者の選定を行わないものとする。

ただし、4社以上から企画提案書の提出があった場合は書類のみによる審査を実施し、さらに上位3社の候補者に対してプレゼンテーションによる審査を実施することとする。

(2) 審査結果の通知

実施委員会による審査の結果は速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

契約の相手方は、実施委員会の審査によって選定された者との間で随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容は、選定後に財団との交渉を通じて決定する。

11 評価の視点

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務遂行体制

- ・類似業務の実績があり、業務責任者が適切な経験を有し、業務を円滑に進めるのに必要かつ十分な体制であるか。

イ スケジュール及び積算

- ・仕様書に基づく適切な工程管理がなされており、現地での柔軟な運営が可能なスケジュールになっているか。
- ・積算根拠に妥当性があり、配分は適切か。

(2) 企画提案内容

ア マッチングプログラムの企画・調整

- ・本業務の背景、目的及び内容を理解したうえでの提案となっているか。
- ・仕様書に記載された項目が網羅され、各項目に対する提案が具体的になっており、その内容に妥当性があるか。
- ・札幌市内IT企業のニーズを的確に捉え、効果的なマッチング機会を創出できる企画となっているか。

イ 現地における運営

- ・現地での円滑な業務運営に必要な移動手段や通訳・アテンドの体制が具体的に示されているか。

ウ 参加企業との連絡調整

- ・応募対応・事前説明・日程確認・情報共有の方法が具体的に示されているか。

エ アンケートの実施、集計

- ・アンケート内容案や実施・集計方法に妥当性があるか。

オ 業務報告書の作成

- ・マッチング実績や企業評価など、事業成果を適切に反映した報告書構成となっているか。

カ 独自提案について

- ・業務の目的を達成・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案がされているか。

12 評価の配点

項目	評価点
(1) 業務遂行能力全般【20点】	
ア 業務遂行体制	2・4・6・8・10
イ スケジュール及び積算	2・4・6・8・10
(2) 企画提案内容【80点】	
ア マッチングプログラムの企画・調整	5・10・15・20・25
イ 現地における運営	5・10・15・20・25
ウ 参加企業との連絡調整	2・4・6・8・10
エ アンケート実施、集計	1・2・3・4・5
オ 業務報告書の作成	1・2・3・4・5
カ 独自提案について	2・4・6・8・10

13 参加意向申出書及び企画提案書の提出先、問い合わせ先

提出先：電子データにて下記アドレスまで提出すること。

Eメール：it-pro@sec.or.jp

問合せ先：一般財団法人さっぽろ産業振興財団

IT産業振興部（担当：佐々木）／プロジェクト推進部（担当：松川）

TEL：011-807-6000／011-817-8911

Eメール：it-pro@sec.or.jp